

短歌・俳句の世界

「短歌の会」と「御代田風の道俳句会」、「五月会」から寄せられた代表作品です。

短歌

積年の落ち葉踏みしめ行く道は
 ペルシヤ絨毯に勝る心地す
 無骨なる亡夫の指かり開けたる
 かやつり草も空しく咲きて
 陽の射して朝もや晴るる晩秋の
 田の面いちめん葉の青

藤井 敬江

大池 講子

桑原アヤ子

俳句

当期雑詠二字

【御代田風の道俳句会】

ウクライナ侵攻止まず年歩む
 人様の御恩山積年詰まる
 神仏の塵も払ひて年用意
 綿入や妣の匂ひを残しをり
 ひとまはり余白の広き古暦

大高 霧海

松浦 靖子

土屋 園子

渡辺美智子

井田 美乃

俳句道場【五月会】

湯煙に星影ゆらく避寒宿
 紀州・潮岬「日本とトルコの友好親善の象徴」
 星を指す初曙のケマル像
 餅負ふて兎は一步それもう一步
 継ぎ手無く継がせ人なく初田打
 老境と老衰の距離世に寒し

原 節江

山口こさち

窪田よし子

金沢 安子

内堀 隆久

消防団員募集 あなたと一緒に守りたい

第3分団(三ツ谷)を紹介します。

第三分団キャッチフレーズ

「一致団結 3分団！」



私たち第3分団は三ツ谷地区の安心・安全のために活動しています。三ツ谷地区は国道18号線などの主要道路が通り、商業施設が多く、利便性が良い場所です。
 個性豊かな団員が所属し、賑やかな雰囲気のある分団です。定期的に消火栓や器具点検などを行い、有事の際、住民の安全が守れるように備えています。私たちと一緒に活動しませんか！

分団長：中山 暁仁 副分団長：小林 将士 団員数：15名

消防団は「自分たちのまちは、自分たちで守る」の郷土愛の精神に基づき、火災をはじめとするあらゆる災害に出動しています。
 御代田町では現在237名の団員(うち9名女性)が12の分団および本部班(町職員)に在籍しています。(12月1日現在)
 住民の皆さまの安心と安全のために活動していただける消防団員を募集しています。

問い合わせ先
 消防課消防係
 (32)0119
 (御代田消防署内)

編集後記

皆さんは日々どのようにお過ごしでしょうか。コロナ禍も4年目となり、ウィズコロナの生活にも相当慣れてきたのではないのでしょうか。私も昨年頃から再び始まった全国旅行支援を使い、家族で軽井沢など近隣のホテルに泊まったり、感染が落ち着いている頃には友人と久々に会ってみたりと、遠出をする機会があまりありませんが、過度に自粛することなく日々の生活を送っています。当然感染対策は行いつつ、いろいろ動いてはいるのですが、新型コロナに感染することはなく、周りの人と意外と

かからないですねなどと話をしていました。そして、その数日後には陽性になるという見事な布石回収を果たすことになりました(笑)。
 幸い症状は軽く、ほとんど普段と変わらない体調だったこともあり、元気なのに部屋から出られないというやきもきした時間で、「何事もない」日常が良いものだと思えて実感しました。
 時期的にも寒さや乾燥で体調に異変が起きたり、火事になったりしやすいですので、身の回りには十分注意しつつ、「何事もない」日常をまた楽しみたいと思います。皆さんの日常はいかがでしょう。

教育委員会 清水

広報に関するご意見、ご感想をお寄せください。また、掲載された写真をお譲りしますので、役場総務課14番窓口にお越しいただくか、電話でご連絡ください。ただし、ご希望に添えない場合もあります。ご了承ください。●総務課情報防災係
 みよた広報 やまゆり ●発行/御代田町 〒389-0292 長野県北佐久郡御代田町大字馬瀬口1794番地6 ☎0267(32)3111

<https://www.town.miyota.nagano.jp/>

Focus MIYOTA



「狙った一枚」

場所：草越の北で県道の広くなっている所
 撮影：元気なスキーヤー(草越区)

撮影者コメント

浅間山に雪があり、火山らしい噴煙の出ているのをねらったけど、電車の通過と一致せず残念でした。

「Focus MIYOTA」では、風景、花木、自然、行事などの写真を募集中です。投稿いただいた中から、毎月広報やまゆりにて数枚ずつご紹介していきます。また、広報紙で紹介しきれなかった写真に関しては、町の公式SNS等でもご紹介します(許可をいただいたもののみ)。
 御代田町内で撮影した素敵なお写真をお待ちしています。



投稿はこちらから

一定規模以上の土砂等の盛土等には許可が必要です

【長野県土砂等の盛土等の規制に関する条例】

盛土等による土砂等の崩落等による災害の発生を防止するため、「長野県土砂等の盛土等の規制に関する条例」が制定されました。この条例により、令和5年1月1日以降に行う一定規模以上の盛土等については、原則、県の許可が必要になります。

◆主な規制項目

- ・面積が3,000平方メートル以上または高さが5m以上の土砂等の盛土等を行う場合には、県の許可が必要になります。
- ・県の許可を受けるに当たっては、周辺地域の住民に許可申請の内容を周知する必要があります。
- ・土地所有者は、盛土等の施工状況を定期的に確認する必要があります。
- ・条例の規定に違反した場合は、罰則(最大2年以下の懲役または100万円以下の罰金)が適用されることがあります。

◆手数料(1件当たりの金額)

- ・新規の許可 55,000円
- ・変更の許可 34,000円
- ・譲受けの許可 34,000円

問い合わせ先 (平日8:30～17:15) 長野県建設部砂防課調査管理係026(235)7316